

## JMECC～RRS対応コースとは

令和4年度診療報酬改定で新規収載されました「急性期充実体制加算」の施設基準において求める「入院患者の病状の急変の兆候を捉えて対応する体制」に係る「所定の研修」。  
この「所定の研修」に“JMECC～RRS対応コース”が該当します。

## JMECC～RRS対応コースの修了要件とは

### ◆ 「所定の研修」を修了されたと認められるもの（下記①～③のいずれか）

- ① 「JMECC～RRS対応コース」受講
- ② 「JMECC通常コース」受講+指定されたWeb補講を修了する
- ③ 「JMECCインストラクター資格」所持者がWeb補講を修了する

### ◆ 「所定の研修」を修了されたと認められないもの

- 中座等でプログラムを修了していない場合
- 「指導者」として参加した場合 ※ICLS資格更新等の参加実績として認められますが、診療報酬に係る“修了要件”には該当しません。

例1) 「JMECC通常コース」に受講者として参加し、「JMECC～RRS対応コース」にアシスタントインストラクターとして参加  
⇒「JMECC～RRS対応コース」の修了要件としては認められません。修了要件として認められるためには、Web補講が必要になります。  
（「通常コース」受講+Web補講＝「JMECC～RRS対応コース」修了と認められます）

例2) 看護師等のICLSインストラクターが「JMECC～RRS対応コース」にインストラクターとして参加  
⇒「JMECC～RRS対応コース」の修了要件としては認められません。この方の場合、修了要件として認められるためには、  
「JMECC～RRS対応コース」を受講するか「JMECC通常コース」受講後にWeb補講が必要となります。